

空家等建物調査等に関する協定書

川西町（以下「甲」という。）と一般社団法人奈良県建築士会（以下「乙」という。）は、川西町空家等対策計画に基づき空家等対策事業を進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力をし、川西町内の空家等の対策を進めることにより、甲の良好な住環境を形成し、安全安心のまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における用語の意義は、次の号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住又はその他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- 2 本協定書における前項以外の用語は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（以下「法」という。）における用語と同義とする。

（取組事項）

第3条 甲は乙に対して、第1条の目的を達成するため、次の各号に定める業務を要請することができる。

- (1) 法第2条第2項に係る特定空家等の判定のために、法第9条に基づいて行う、危険性のある空家等への立入調査に係る業務
 - (2) 川西町危険空家除却費補助金交付要綱（平成30年川西町告示第43号）に係る補助対象建築物の判定のために実施する、危険性のある空家等への現地調査に係る業務
 - (3) 空家等の利活用における助言や、空家等の改修方法などについての相談業務
 - (4) その他空家等の対策に関する業務
- 2 乙は、甲から前項の規定により要請があった場合は、乙の会員の中から建築士を選任し、その業務に応じるものとする。
- 3 甲は乙に対し、乙が選任した建築士の氏名、事務所、連絡先について、情報提供を求めることができる。

(費用)

第4条 前条第1項に規定する要請業務に係る経費は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号の業務に対する報酬は、1件につき30,800円（消費税別）とする。
- (2) 前条第1項第3号及び第4号の業務に対する報酬及びこれに伴う費用は、別途、協議する。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定を通じて知り得た個人情報その他の秘密を、甲及び当事者からの同意を得た場合のほか、正当な事由がある場合でなければ、第三者に漏らしてはならない。

- 2 甲及び乙は、前項の同意を得て情報開示した第3条第1項各号の業務を受託した建築士、その他の第三者に対しては、前項の義務を遵守させるものとする。
- 3 甲及び乙は、本協定を通じて知り得た個人情報その他の情報について、漏えい、窃取、滅失、毀損等の事故が生じた場合には、速やかに相手方に対しこれを報告し、対応策、再発防止等の必要な措置を講じるものとする。

(協議等)

第6条 甲及び乙は、互いに誠意をもって本協定を履行するものとする。

- 2 甲及び乙は、協定の内容を変更する必要があると認めるときは、協議のうえ本協定を変更することができる。
- 3 本協定に定めのない事項及び本協定の履行にあたり疑義が生じたときは、甲及び乙の協議のうえ、その対応を決定する。

(連絡会)

第7条 甲及び乙は、本協定を実施するにあたり、事業の実施や情報共有のため、必要に応じて連絡会を開催することができる。

- 2 連絡会の運営その他必要な事項に関しては、甲及び乙が協議のうえ定める。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了日の1カ月前までに甲又は乙から申入れが無い場合は、1年間の自動更新をするものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 6月27日

甲 奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の1

川西町

川西町長 竹村



乙 奈良県奈良市大宮町二丁目5番7号

一般社団法人奈良県建築士会

会長 米村 博昭

